

○ 貯金に関する細則

（平成15年3月3日）
（佐共細則第144号）

貯金に関する細則（昭和45年佐共細則第34号）の全部を改正する。

改正 平成24年 2月22日細則第188号

（目的）

第1条 この細則は、佐賀県市町村職員共済組合貯金規程（平成15年3月3日佐共規程第365号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、貯金事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（臨時積立の入金通知）

第2条 理事長は、規程第8条第2項及び第9条による臨時積立が組合の貯金経理口座に入金されたときは、貯金入金通知書（様式第1号）を、所属所長を経由し臨時積立をした者に送付するものとする。

（貯金の解約）

第3条 理事長は、規程第12条の規定による貯金解約請求書を受理したときは、規程第5条第2項の規定により利息を計算し、元利金を貯金者に支払うものとする。

2 貯金者が死亡したことにより、その遺族等が貯金を解約しようとするときは、貯金解約請求書に貯金者と相続人との関係を明確にする戸籍謄本並びに相続人たることを確認した所属所長の証明を添付しなければならない。

（送金通知）

第4条 理事長は、規程第11条及び第12条の規定による払戻し及び解約にかかる送金を行うときは、貯金送金通知書（様式第2号）を、所属所長を経由し払戻し又は解約した者に送付するものとする。

（貸付償還金への自動振替え）

第5条 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）の規定による貸付けを受けている者で、規程第7条に規定する貯金口座から貸付規程第14条第6項に規定する繰上げ償還を希望する者は、貸付償還金自動振替申出書（様式第3号）を当月10日までに所属所長を経由し理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申出書を受理したときは、当該申出者の貯金口座の残高が貸付金の繰上償還額を超える場合において、自動振替えの手続きをとるものとする。

3 貸付償還金への自動振替えは、規程第11条第3項に規定する28日（12月にあつては24日）の貯金の払戻しとして扱い、組合の貸付経理口座に払込むものとする。

（非課税貯蓄申告書等）

第6条 貯金者が、所得税法第10条第1項の規定による非課税の適用を受けようとするときにおいて、所轄税務署長に提出する次項から第5項までに掲げる申告書は、組合を経由しなければならない。

2 新たに所得税法第10条第1項の規定による非課税の適用を受けようとする者は、非課税貯蓄申告書を提出するものとする。

3 前項の非課税貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した最高限度額を変更する場合は、非課税貯蓄限度額変更申告書を提出するものとする。

4 非課税貯蓄申告書を提出した後、非課税の適用を受けられなくなったり、やめる場合は、非課税貯蓄廃止申告書を提出するものとする。

5 非課税貯蓄申告書を提出した後、住所、氏名を変更した場合は、非課税貯蓄に関する異動申告書を提出す

るものとする。

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 22 日細則第 188 号抄）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（平成15年細則144・全部改正）

年 月 日

所 属 所 名 _____

組 合 員 証 番 号 _____

_____ 様

貯 金 入 金 通 知 書

ご 入 金 額	円
---------	---

(所属所) (証番号) (部課署)

様式第2号（第4条関係）（平成15年細則144・全部改正）

貯 金 送 金 通 知 書

年 月 日 作 成

(所属所名)

(氏 名)

一 部 払 戻	払 戻 元 本	払 戻 後 残 高

下記のとおり
の一部払戻金、解約金を送金しましたのでお知らせします。

送 金 額	円	送 金 日	年 月 日
送 金 先	銀 行 名		
	支 店 名		
	預 金 種 目	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人		

解 約	課 税 口 座	非 課 税 口 座	合 計
解 約 元 本			
利 息			
所 得 税			
手 取 利 息			
送 金 合 計			

(所属所) (証番号) (部課署)

様式第3号（第5条関係）（平成15年細則144・全部改正）

貸付償還金自動振替申出書

佐賀県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長
經由印



年 月 日

下記の貸付金については、私の積立貯金から払戻し、貸付償還金へ振替えてください。

口座番号	所属所番号			-	組合員証番号			
所属所名						届出印		
氏名								
貸付種類	貸付		振替年月		年 月			
貸付償還金への貯金振替額			百万			千		円

※ 口座番号は組合員証の記号・番号です
右詰で記入してください

※ 届出印は3枚とも押印してください

※ 振替月の10日までに共済組合

※ 払戻振替は28日（12月は24日）で、土・日・休日の場合は前に遡ります

※ 金額は、共済組合へ確認後記入してください